

令和 9 年度（令和 9 年 4 月 1 日入所用）

特別支援保育のご案内

（医療的ケアの必要なお子さん用）



戸田市

◆医療的ケアの必要なお子さんの保育とは◆

戸田市では、医療的ケアが必要でかつ集団保育が可能なお子さんを対象に、指定された保育所等で看護師が医療的ケアを行います。

但し、保育所等で提供する医療的ケアは、「保護者が日常的に家庭内で実施している範囲で行うもの」で、担当看護師が児童の教育・保育の部分を含めたすべてを担うものではありません。医療的ケアの必要なお子さんを含むすべての子ども一人一人の育ちを保障するため、集団生活を通して、相互に豊かな関わりをもてるよう保育を提供していきます。

なお、この案内は医療的ケアの必要なお子さんの受入れの流れや手続き等について掲載しておりますので、詳細については「戸田市保育所等における医療的ケア児受入れに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）をご覧ください。

1 受入れの要件

- (1) 戸田市在住で、保護者の就労等の理由により保育が必要なこと。
- (2) 主治医から集団保育が可能と認められていること。
(詳細は「2 医療的ケアの内容」をご確認ください。)
- (3) 医療的ケアが日常生活の中で、保護者及びお子さんに定着していること。
- (4) お子さんの病状や医療的ケアに関する情報が、保護者と保育所等の間で十分共有でき、必要に応じて受診同行や面談等で、主治医と連携を図ることができること。
- (5) お子さんの病状や健康状態が安定し、児童同士の関わりの中で過ごすことができ、言葉、身振り等の意思疎通が可能であること。

2 医療的ケアの内容

保育所等で提供する医療的ケアの内容は保護者が日常的に家庭内で実施している範囲で行うものとし、以下のとおりとします。

- (1) 口腔内、鼻腔内または気管カニューレ内部の喀痰吸引
- (2) 経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう）
- (3) 導尿
- (4) 人工肛門（ストーマ）の管理
- (5) 血糖値測定・インスリン注射（投与量の調整を行わない）
- (6) 酸素療法（カニューレ・マスク）

ただし、上記範囲内であってもお子さんの状況を総合的に判断し、受入れが不可となる場合もあります。（例：日常的に他のお子さんから隔離した場での保育が必要な場合や、看護師による常時の観察や処置が必要な場合等）

3 対象児童

利用開始年度の4月1日時点で、満1歳の誕生日を迎えている児童とします。

4 受入れ体制

- (1) 受入れ時期は4月1日を基本とします。
- (2) 令和9年度に医療的ケア児の受入れを行う保育所等は、以下の2園です。

戸田市立新曽保育園
戸田市立上戸田南保育園

- (3) 保育を行う日及び時間は、平日（月曜日から金曜日）の午前8時30分から午後5時までを基本とし、原則延長保育は実施しません。

5 医療的ケアが提供できない場合の対応

やむを得ない事情により、医療行為を行う看護師等が勤務できない場合には、あらかじめ保護者に保育中の医療的ケアが実施できない旨を説明し、保護者等に付き添いをお願いすることがあります。また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができないことがあります。

6 慣らし保育期間

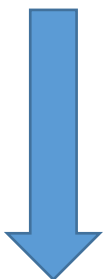
- (1) お子さんが新しい環境に慣れるとともに、医療的ケアを安全に実施するため、初日から一定期間、慣らし保育を実施します。
- (2) 慣らし保育の期間及び時間については、保護者と保育所等の間で協議のうえ決定します。お子さんの様子や状態によっては、この間の保育時間又は期間が延長又は短縮される場合があります。
- (3) 慣らし保育は保護者付添いのもと実施します。なお、施設長が保護者の付添いが不要と判断した場合はこの限りではありません。

7 申込みにあたっての注意事項

- (1) 4月入所の1次選考（利用調整）のみの受付とします。
- (2) 医療的ケア児枠が空いている場合のみ利用が可能となります。
- (3) 医療的ケアに必要な医療器材や消耗品の用意、器材の洗浄、消耗品の廃棄については、各家庭での対応をお願いします。
- (4) 与薬及び食物アレルギー対応は、保育所等の基準に基づき実施します。

◆医療的ケアの必要なお子さんの申込みの流れ◆

事前相談予約
9月1日(火)～
9月11日(金)
事前相談
9月8日(火)～
9月25日(金)



特別支援保育
申請
10月2日(金)
10月4日(日)
10月5日(月)



観察保育
日時: 10月21日(水)
9時～半日程度
場所: 笹目川保育園

特別支援保育
審査会議

- ・電話または保育幼稚園課窓口で「医療的ケアの申込みを希望している」旨をお伝えいただき、事前相談の日時を予約してください。
- ・予約した事前相談日に保育幼稚園課へお越しください。専門職（保育士・看護師）が、ガイドラインに基づいて、受入れの手続きや保育環境、医療的ケアの実施方法等についての説明をし、お子さんの様子や生活の状況、医療的ケアの内容等の聞き取りを行います。
- ・医療的ケアに必要な申込み書類をご案内します。特別支援保育申請日までにご記入ください。
- ・特別支援保育申請時間の予約をしていただきます。記入した必要書類をお持ちになり、特別支援保育申請日にお越しください。

医療的ケアに関する必要書類を記入の上、提出してください。

〈必要書類〉

- 1 医療的ケア実施申請書
- 2 お子さんの記録（医療的ケア児用）
- 3 医療的ケア児に関する主治医の意見書（0～2歳児用）又は、医療的ケア児に関する主治医の意見書（3～5歳児用）
- 4 特別支援保育申込児童の状況確認書
心身状況表乳児用（0歳・1歳）又は、心身状況表（2歳以上）
- 5 特別支援保育の実施に関する同意書

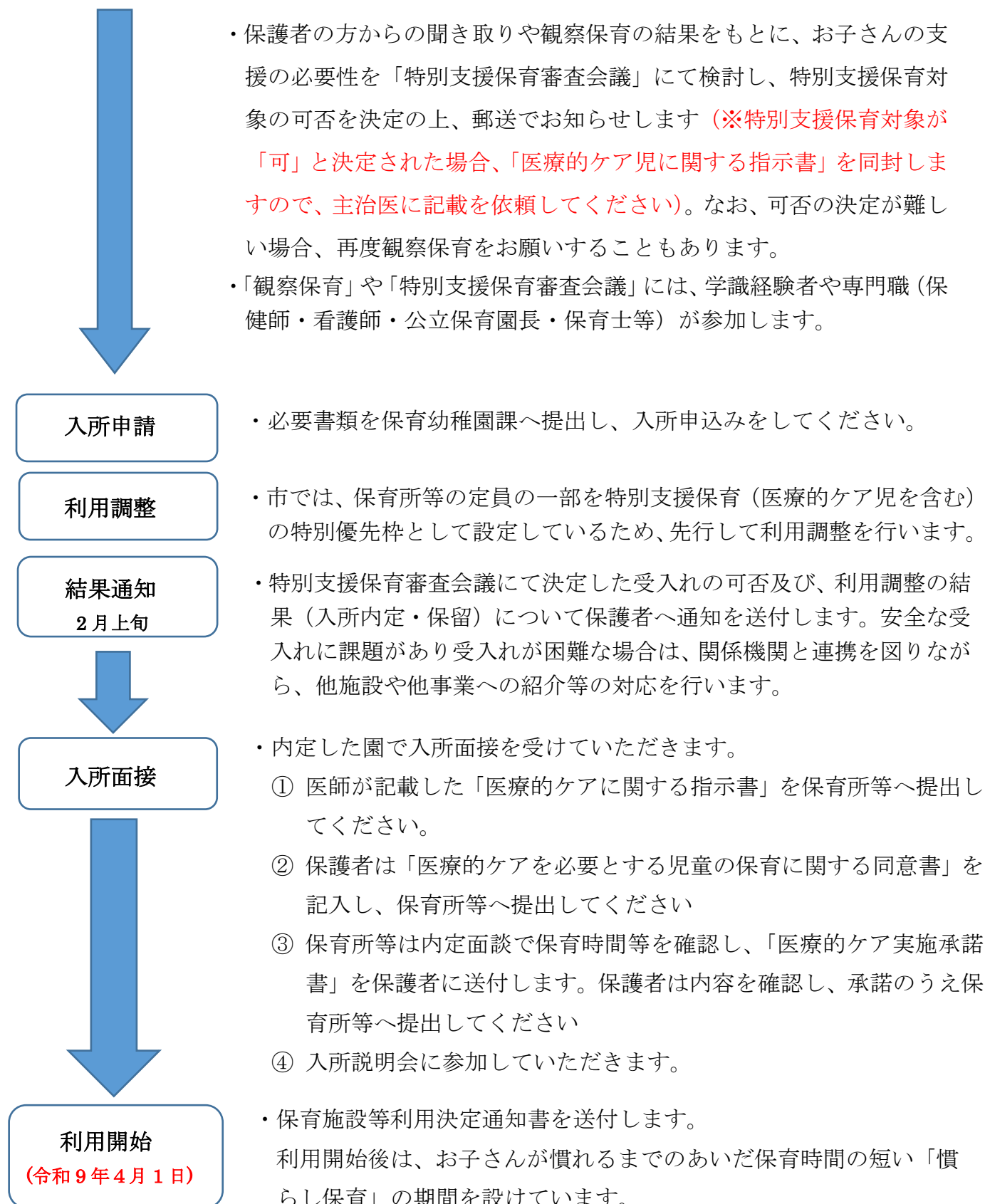
※保育所等が医療的ケアを実施するにあたり必要な文書等の発行に伴い発生する費用等、医療的ケアの実施手続きに要する経費について、保護者の負担となります。

- ・戸田市立笹目川保育園で行われる観察保育（半日程度）にお子さんと一緒に参加していただきます。

- ① 医療的ケア児の健康状態及び発達の状況を観察し、保育、医療の観点から、保育所等における集団保育を実施できるかどうかの確認を行います。

（「2 医療的ケアの内容」をご確認ください。）

- ② 保護者から日頃の医療的ケア児の様子、生活の状況、医療的ケアの手技について必要に応じて確認します。



〈留意〉提出された書類「医療的ケア実施申請書」「お子さんの記録（医療的ケア児用）」及び「医療的ケア児に関する主治医の意見書」の内容に実際との相違があった場合、保留や内定取り消しになる場合があります。

◆医療的ケアのお子さんに関するQ&A◆

○申請をしても入所できないことはありますか。

保育所等の定員の一部を特別支援保育（医療的ケア児を含む）の特別優先枠として設定しているため、特別支援保育の対象になった場合は先行して利用調整を行います。しかし、各保育所等の特別支援保育の定員に空きがない場合は入所できないこともあります。

○医療的ケアでの入所になった場合、卒園するまで医療的ケアを受けられますか。

医療的ケアの実施期間は、年度末までとなり、1年ごとの見直しになります。医療的ケアを継続する場合は、必要な書類（「医療的ケア実施申請書（継続用）」「お子さんの記録（医療的ケア児用：継続用）」「医療的ケアに関する指示書（0～2歳児用）」又は「医療的ケアに関する指示書（3～5歳児用）」）を提出していただきます。

申請書提出後、特別支援保育審査会議にて、引き続き医療的ケアが必要と認められた場合は、継続して保育を行います。

○入所後、医療的ケアの内容が変更になった場合はどうなりますか。

入所後、医療的ケアの内容に変更があった場合は、改めて必要な書類（「医療的ケア実施申請書」「医療的ケアに関する指示書（0～2歳児用）」又は「医療的ケアに関する指示書（3～5歳児用）」）を提出していただきます。申請書類提出後、お子さんの健康状態等に基づき、集団保育の継続実施について改めて審議します。

市が規定する医療的ケアの内容で実施される場合は継続して保育を実施しますが、規定以外の医療的ケアが必要になった場合は、退所となる場合もあります。

○医療的ケアの担当看護師が不在の場合はどうなりますか。

やむを得ない事情により、医療行為を行う看護師等が勤務できない場合には、あらかじめ保護者に保育中の医療的ケアが実施できない旨を説明し、保護者等に付き添いをお願いすることがあります。また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができないことがあります。

○入所後、市外に転出した場合は引き続き医療的ケアを受けられますか。

基本的に特別支援保育は戸田市民が対象となります。年度途中で市外へ転出予定がある場合等は、保育幼稚園課及び転居先の自治体へご相談ください。



【お問い合わせ】

戸田市役所 保育幼稚園課 指導・監査担当

TEL 048-291-9442（直通）

FAX 048-432-8510